

○東京藝術大学キャリア支援室要項

〔 令和元年9月19日 〕
制 定

(設置)

第1条 本学に、東京藝術大学キャリア支援室（以下「支援室」という。）を置く。

(目的)

第2条 支援室は、各学部、研究科、保健管理センター等と連携し、学生及び卒業生（以下、「学生等」という。）のキャリア形成及び就職活動を支援の充実を図ることを目的とする。

(業務)

第3条 支援室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 学生等が持つ芸術等に関する能力を生かしたキャリア形成支援に関すること。
- (2) 学生等の進路相談に関すること。
- (3) 学生等の就職支援に関すること。
- (4) 学生等のインターンシップ及びボランティアに関すること。
- (5) その他キャリア支援を必要とする学生への支援に関すること。

(組織)

第4条 支援室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 室長
- (2) キャリア支援担当教員
- (3) キャリアアドバイザー
- (4) サポートスタッフ
- (5) その他室長が必要と認める者

(室長)

第5条 室長は、理事（教育担当）をもって充てる。

2 室長は、支援室の業務を総括する。

(キャリア支援担当教員)

第6条 キャリア支援担当教員は、室長の命を受けて、第3条各号に掲げる業務の企画立案及び関連機関との連絡調整を行うものとする。

(キャリアアドバイザー)

第7条 キャリアアドバイザーは、学生等を対象に、進路選択のための支援と、職業安定法に基づいた求人紹介を行うものとする。

(サポートスタッフ)

第8条 サポートスタッフは、室長、キャリア支援担当教員、キャリアアドバイザーの命を受けて、キャリア支援業務を補助する。

2 サポートスタッフは学生課の職員をもって充てることができる。

(特任教員等)

第9条 第4条第2号及び第3号に掲げる者は、特任教員又は特任事務職員（以下「特任教員等」という。）をもって充てることができる。

2 特任教員等の就業については、「東京藝術大学有期雇用職員就業規則」を適用するものとする。

(運営委員会)

第10条 次の各号に掲げる支援室の運営に関する事項は、学生支援室で審議する。

- (1) 支援室が行う任務の基本方針に関すること。
- (2) 支援室の管理運営及び人事に関すること。
- (3) その他室長が必要と認める運営に関すること。

(事務)

第11条 支援室の事務は、学生課において処理する。

(雑則)

第12条 この要項に定めるもののほか、支援室に関し必要な事項は、室長が別に定める。

附 則

この要項は、令和元年10月1日から施行する。